

一歩あつ合格に近づいていきます！

平成30年公認会計士試験第 I 回短答式試験の正解、満点及び配点

1. 正 解

【財務会計論】				【管理会計論】		【監査論】		【企業法】	
問題番号	正解	問題番号	正解	問題番号	正解	問題番号	正解	問題番号	正解
問題 1	1	問題21	1	問題 1	5	問題 1	5	問題 1	3
問題 2	6	問題22	5	問題 2	2	問題 2	3	問題 2	1
問題 3	3	問題23	2	問題 3	4	問題 3	4	問題 3	6
問題 4	2	問題24	4	問題 4	2	問題 4	2	問題 4	2
問題 5	3	問題25	1	問題 5	6	問題 5	6	問題 5	5
問題 6	5	問題26	3	問題 6	3	問題 6	1	問題 6	3
問題 7	4	問題27	4	問題 7	4	問題 7	2	問題 7	2
問題 8	4	問題28	3	問題 8	3	問題 8	4	問題 8	1
問題 9	4			問題 9	1	問題 9	6	問題 9	2
問題10	6			問題10	1	問題10	1	問題10	6
問題11	3			問題11	2	問題11	1	問題11	4
問題12	2			問題12	5	問題12	6	問題12	3
問題13	6			問題13	1	問題13	1	問題13	4
問題14	3			問題14	6	問題14	4	問題14	6
問題15	2			問題15	5	問題15	4	問題15	2
問題16	5			問題16	3	問題16	5	問題16	5
問題17	3					問題17	2	問題17	6
問題18	5					問題18	5	問題18	1
問題19	6					問題19	3	問題19	3
問題20	2					問題20	6	問題20	4

2. 満 点

財務会計論) 200点

管理会計論、監査論、企業法) 各100点

3. 配 点

財務会計論) 問題 1~22 各8点、 問題23~28 各4点

管理会計論) 問題 1, 3, 5, 7, 9, 10, 12, 14, 15 各5点、 問題 2, 8 各7点

問題 4, 6, 11, 13 各8点、 問題16 9点

監査論) 問題 1~20 各5点

企業法) 問題 1~20 各5点

A : 10

B : 8

C : 2

期待値 14/20

監査論

	【配点】	【難易度】	【出題内容】
問題 1	5 点	A	公認会計士監査
問題 2	5 点	A	公認会計士監査
問題 3	5 点	B	監査法人
問題 4	5 点	A	金融商品取引法監査制度
問題 5	5 点	A	会社法監査制度
問題 6	5 点	A	四半期レビュー
問題 7	5 点	B	内部統制監査
問題 8	5 点	A	内部統制監査
問題 9	5 点	B	監査人の交代
問題 10	5 点	B	監査の品質管理
問題 11	5 点	A	監査基準
問題 12	5 点	A	監査の目的及び一般基準
問題 13	5 点	A	監査証拠
問題 14	5 点	B	リスク対応手続
問題 15	5 点	B	会計上の見積りの監査
問題 16	5 点	A	経営者確認書
問題 17	5 点	B	継続企業の前提
問題 18	5 点	B	否定的意見及び意見不表明
問題 19	5 点	A	強調事項区分及びその他の事項区分
問題 20	5 点	A	監査における不正リスク対応基準

問題 1

正解

5

難易度

A

【出題内容】

公認会計士監査

【解説】 以下のエはKAM（監査上の主要な検討事項）の報告の導入に伴い、実務の変化が予想されるため、今後の出題の可能性はないと考えられます。

ア. × 監査基準委員会報告書 200 「財務諸表監査における総括的な目的」 A32 項参照

監査リスクには、財務諸表に重要な虚偽の表示がない場合に、監査人が重要な虚偽の表示があるという意見を表明するリスクは含まれない。

イ. ○ 現状の監査実務上監査の効果性の観点から重要性の基準値は記載しないとされている。

ウ. ×

内部統制監査報告書には、財務報告に係る内部統制によって財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある旨が記載されるため、内部統制監査報告書利用者はその旨を知ることができる。

エ. ○

これまでの監査実務上試査の具体的な内容は監査報告書に記載されることはなかったから、当時の解答としては正しいがKAM（監査上の主要な検討事項）の報告の導入に伴い、試査の具体的な内容が記載される可能性がある。

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 2

正解

3

難易度

A

【出題内容】

公認会計士監査

【解 説】

ア. ○ 倫理規則「倫理規則の趣旨及び精神」参照、監査は社会インフラであるから、直接の依頼主等だけのために実施されるわけではない。

イ. × 監査基準の平成 22 年改訂前文二 2 (1) 参照

監査報告書の記載区分は 3 区分から 4 区分に変更されたものの、それによって監査意見の形成過程が変化したわけではない。

ウ. × 監査基準の平成 26 年改訂前文ー 1 参照

監査人は、特別目的の財務諸表の監査を行う場合でも、適正性に関する意見を表明することはあ
る。

エ. ○ 倫理規則 6 条 9 項 1 号参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題 3

正解

4

難易度

B

【出題内容】

監査法人

【解 説】

ア. × 公認会計士法 34 条の 10 の 2 第 4 項参照

監査法人の特定社員も、監査法人の意思決定に関与することができる。

イ. ○ 同法 34 条の 10 の 5 第 1 項、2 項参照

ウ. ○ 同法 34 条の 11 の 4 第 1 項参照

エ. × 同法 34 条の 7 第 4 項、5 項参照参照

同一の監査法人を構成する社員として、有限責任社員と無限責任社員の両者が混在する場合はな
い。すなわち、有限責任監査法人の社員をすべて有限責任社員と呼称し、それ以外の監査法人の社
員をすべて無限責任社員と呼称する。なお、それ以外の監査法人であっても指定社員制度の採用の
有無によって個々の社員が負う責任の範囲は実質的に一部有限になる場合がある。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は 4 となる。

問題 4

正解

2

難易度

A

【出題内容】

金融商品取引法監査制度

【解 説】

ア. ○ 同法 193 条の 3 参照

イ. ×

有価証券報告書の確認書に対する監査証明はいかなる場合であっても不要である。

ウ. ○ 同法 193 条の 2 第 1 項 1 号参照

エ. ×

臨時報告書に対する監査証明はいかなる場合であっても不要である。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 5

正解

6

難易度

A

【出題内容】

会社法監査制度

【解 説】

ア. × 会社計算規則 135 条参照

取締役が計算書類を定時株主総会の報告事項とすることができるためには、会計監査人が無限定適正意見を表明していなければならない。

イ. × 同規則 128 条 2 項参照

監査役会の監査報告には、各監査役の監査役監査報告の内容を付記することができる。

ウ. ○ 会社法 344 条参照

エ. ○ 同規則 127 条参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 6

正解

1

難易度

A

【出題内容】

四半期レビュー

【解 説】

ア. ○ 四半期レビュー基準・実施基準 6 参照

イ. ○ 同基準・報告基準 9 参照

ウ. × 同基準・実施基準 10 参照

監査人は、四半期レビューにおいても、必ず経営者確認書入手しなければならない。

エ. × 同基準・報告基準 12 参照

監査人は、継続企業の前提に関する事項について適切な注記がなされた場合において、無限定の結論を表明するときには、当該継続企業の前提に関する事項について記載しなければならない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は 1 となる。

問題 7

正解

2

難易度

B

【出題内容】

内部統制監査

【解説】

ア. ○

評価範囲が適切でないことが事後的に判明した場合、経営者も再度評価しなければならず、監査人も監査をしなければならず双方手戻りが大きいので通常監査の初期段階で評価範囲の妥当性について協議しておくのが一般的である。

イ. ×

内部統制監査において監査人が意見を表明するに当たって、監査人は、自ら、十分かつ適切な監査証拠を入手し、それに基づいて意見表明することとされており、その限りにおいて、監査人は、企業等から、直接、監査証拠を入手していくこととなる。内部監査人の作業を利用しない場合にはまさに直接監査人自らが十分かつ適切な監査証拠を入手することになる。

ウ. ○ 記載のとおり。一般的には IT には有効な統制を継続的に実施し続けるという特性がある。

エ. ×

開示すべき重要な不備に該当するかを判断する指針は、事業拠点において個別に評価対象に追加する業務プロセスを決定する際に用いる指針ではなく、両者に実務的又は合理的な関連性はない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は 2 となる。

問題 8

正解

4

難易度

A

【出題内容】

内部統制監査

【解説】

ア. × 内部統制の基準の平成 23 年改訂前文二 (1) 参照

監査人は、経営者の評価方法を適切に理解・尊重することが求められており、たとえ経営者による評価結果を利用する場合においても、経営者に対し監査人が採用する評価方法を強制することは適当でない。そもそも内部統制の整備・運用あるいは評価は監査人のために実施するものではない。

イ. ○

記載のとおり。監査対象である内部統制報告書の記載が誤っているのであるから、意見に関する除外として取扱う必要がある。

ウ. ○

記載のとおり。

エ. ×

開示すべき重要な不備が評価時点（期末日）までに適切に是正された場合には、当該開示すべき重要な不備に関する記載のない内部統制報告書に対して無限定適正意見を表明することができる。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は 4 となる。

問題 9

正解

6

難易度

B

【出題内容】

監査人の交代

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 900 「監査人の交代」 11 項参照

前任監査人から監査業務の十分な引継を受けられない場合であっても、監査人予定者が一律に監査契約の締結が禁じられるわけではない。

イ. × 同報告書 A10 項参照

引継の目的に関連しない監査調書（例えば、個々の監査法人の監査マニュアルや監査時間集計表などの業務管理のための資料等）は、前任監査人は、閲覧の対象に含めないことができる。

ウ. ○ 同報告書 9 項 (4) 参照

エ. ○ 同報告書 18 項参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は 6 となる。

問題 10

正解

1

難易度

B

【出題内容】

監査の品質管理

【解 説】

ア. ○ 品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」20 項参照

セーフガードの適用により阻害要因を除去、回避等が可能な場合もあるからである。

イ. ○ 同報告書 27 項参照

ウ. × 同報告書 35 項参照

監査報告書の日付は審査の完了日以降としなければならないが、審査の完了日を監査報告書日としなければならないわけではない。

エ. × 同報告書 A62 項参照

外部の検証プログラムをそのまま監査事務所が実施すべき品質管理のシステム（監査法人版の内部統制）の監視の代わりとして用いることはできない。監査人が内部統制を検証するからといって経営者が内部統制を整備及び運用しないでよいわけではないのと同様である。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は 1 となる。

問題 11

正解

1

難易度

A

【出題内容】

監査基準

【解 説】

ア. ○ 監査基準の平成 3 年改訂前文三 2 (3) 参照

イ. ○ 監査基準の平成 14 年改訂前文三 9 (1) ③参照

ウ. × 監査基準委員会報告書 315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」A56 項参照

監査人は全ての事業上のリスクを識別し評価する責任を負うものではない。SNS の利用の適否は企業の事業上のリスクではあるが、財務諸表の重要な虚偽表示には直結しない。

エ. × 実施基準一 7、監査基準の平成 25 年改訂前文二 2 参照

監査人は、監査の各段階（監査計画、監査の実施、監査意見の形成など）において、監査役等との連携を図らなければならない、当該連携は不正の発覚時並びに不正が疑われる場合に限られない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は1となる。

問題 12

正解

6

難易度

A

【出題内容】

監査の目的及び一般基準

【解 説】

ア. × 監査基準の平成 26 年改訂前文二 2 参照

監査基準は、あらゆる監査に適用されることから、財務諸表を構成する貸借対照表等の個別の財務表や個別の財務諸表項目等に対する監査意見を表明する場合にも適用される。

イ. × 同改訂前文二 3 参照

監査人は、準拠性に関する意見（財務諸表が会計の基準に準拠して作成されているとする意見）を表明する場合にも、財務諸表に重要な虚偽の表示がないことについて合理的な保証を得る必要がある。重要な虚偽の表示がないことの判断基準に一步離れての評価が含まれないだけである。

ウ. ○ 不正リスク対応基準の設定前文二 4 (2) 参照

エ. ○ 監査基準の平成 14 年改訂前文三 2 (7) 参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は6となる。

問題 13

正解

1

難易度

A

【出題内容】

監査証拠

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 500 「監査証拠」 A26 項参照

イ. ○ 同報告書 A16 項参照

実査によって目の前に有価証券（株券）や有形固定資産の実在性が確かめられたとしても、それが企業の所有物かどうかは必ずしも明らかにはならない。

ウ. × 同報告書 501 「特定項目の監査証拠」 3 項 (1) 参照

監査人は、棚卸資産が財務諸表において重要である場合には、実務的に不可能でない限り、棚卸資産の実地棚卸の立会を実施しなければならない。

エ. × 同報告書 505 「確認」 13 項参照

監査人は、重要性の基準値を下回るか否かにかかわらず、確認差異を調査しなければならない。

以上より、正しい記述はア、イであり、正解は 1 となる。

問題 14

正解

4

難易度

B

【出題内容】

リスク対応手続

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 330 「評価したリスクに対応する監査人の手続」 A11 項参照

監査人は、重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、実証手続を期末日より近い時期又は期末日を基準日として実施すべきである。

イ. ○ 同報告書 A 2 項参照

ウ. ○ 同報告書 10 項参照

立会によって企業の棚卸しに関する内部統制の有効性を確かめるのは、特定の時点（棚卸実施日）においてである。

エ. × 同報告書 21 項参照

期末日前を基準日として実証手続を実施した場合、残余期間については、

(1) 運用評価手続と組み合わせて、実証手続を実施すること。

(2) 監査人が十分と判断する場合、実証手続のみを実施すること。

のいずれかの手続の実施が求められており、必ず実証手続を含める必要がある。

運用評価手続のみの実施は認められていない。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 15

正解

4

難易度

B

【出題内容】

会計上の見積りの監査

【解 説】

ア. ×

会計上の見積りを行う方法を前年度から変更したことをもって当該会計上の見積りを特別な検討を必要とするリスクとして取り扱うことは義務付けられていない。

イ. ○ 同報告書 13 項、A56、A60 項参照

ウ. ○ 同報告書A133 項参照

個々の見積りだけで見積りの合理性を判断するのではなく、見積要素のある項目を全体として捉えてはじめて見積りに対する経営者の偏向（例えば、楽観的に将来の予想をする傾向がある）を識別できることがある。

エ. ×

見積りの許容範囲には、全ての「見込まれる結果」ではなく、全ての「合理的な結果」を含めることが求められていた。なお、改正後の監基報 540 には当該規定はないことから、今後出題の可能性はないと考えられる。

以上より、正しい記述はイ、ウであり、正解は4となる。

問題 16

正解

5

難易度

A

【出題内容】

経営者確認書

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 580 「経営者確認書」19 項参照

設問の状況の場合、監査人は、意見を表明してはならない。

イ. ○ 同報告書 13 項、A14 項参照

ウ. × 同報告書 260 「監査役等とのコミュニケーション」14 項(4) 参照

監査人は、虚偽表示の有無及び影響を問わず、監査人が要請した経営者確認書の草案について、
監査役等とコミュニケーションを行われなければならない。

エ. ○ 同報告書 580 第 5 項 (2) 参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 17

正解

2

難易度

B

【出題内容】

継続企業の前提

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 570 「継続企業」 6 項参照

イ. ×

四半期レビューにおいて継続企業の前提に関して経営者が行った評価の検討に当たっては、
基本的に、四半期レビューの対象となった四半期会計期間末から 1 年が対象となる。なお、
経営者による対応は基本的には四半期レビューの対象となった四半期会計期間末から 3 カ月で
ある。

ウ. ○ 同報告書 15 項参照、対応策についてはその有効性と実行可能性が求められる。

エ. ×

更生手続開始決定の取消しや再生計画の不認可（又は認可の取消）については、継続企業を
前提として財務諸表を作成することが適切でないと判断する例に該当するため、設問の記載は
誤っている。

更生手続開始決定や再生計画の認可は、事業継続（更生・再生）に向けた手続であり、それ
のみで直ちに継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切でないと判断することには
ならない。

以上より、正しい記述はア、ウであり、正解は2となる。

問題 18

正解

5

難易度

B

【出題内容】

否定的意見及び意見不表明（※否定的意見とは、適正表示の枠組みでいう不適正意見を含む概念）

【解 説】

ア. × 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 5 項(1)、

A 1 項参照

監査人は、全体としての財務諸表に重要な虚偽表示があると判断する場合（意見に関する除外事項がある場合）には、財務諸表に対して限定付適正意見又は不適正意見を表明しなければならず、意見を表明しないことは認められない。

イ. ○ 同報告書 5 項(2)、A 8 項参照

ウ. × 監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」 22 項、2

3 項、《文例 2》参照

不適正意見を表明する場合に意見区分に記載されるのは、不適正意見の根拠区分に記載した

事項の財務諸表に及ぼす影響の重要性「に鑑みた旨」であり、当該影響「を除く旨」ではない。

エ. ○ 同報告書 24 項、《文例 4》参照

以上より、正しい記述はイ、エであり、正解は5となる。

問題 19

正解

3

難易度

A

【出題内容】

強調事項区分及びその他の事項区分

【解 説】

ア. ○ 監査基準委員会報告書 706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 A 1 項参照

イ. × 同報告書 710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」 12 項参照

前年度の財務諸表が前任監査人に監査された旨は、その他の事項区分を設けて記載されることとなり、強調事項区分に記載されることはない。財務諸表に表示又は開示されていない、監査、監査報告書、監査人の責任に関するものだからである。

ウ. × 同報告書 706 第 4 項(1)参照

その他の事項は、財務諸表に表示又は開示されていない事項を対象とするものであり、財務諸表に適切に表示されている事項は、その他の事項の記載対象とならず、強調事項の記載対象となりうる。

エ. ○ 同報告書 A 1 項参照

以上より、正しい記述はア、エであり、正解は 3 となる。

問題 20

正解

6

難易度

A

【出題内容】

監査における不正リスク対応基準

【解 説】

ア. × 不正リスク対応基準の設定前文二 3 (3) 参照

不正リスク対応基準は、中間監査には準用されるが、四半期レビューについては、年度監査と同様の合理的保証を得ることを目的としているものではないことから適用されない。

イ. × 同基準・付録 2 参照

本記述の状況は、不正による重要な虚偽の表示を示唆する状況に該当するが、当該状況がある場合に常に不正による重要な虚偽表示の疑義が存在するものとして扱うことは要求されない。

なお、受験のテクニックとして、不正リスク対応基準には「不正による重要な虚偽表示の疑義」の例示はないことから、本問のように「不正による重要な虚偽表示の疑義」としなければならないとする例示の記述があれば間違いなく×と判断してよい。なお、一般論として 226 頁 (5) ②の 2 つの取扱いと混同しないように留意のこと。

ウ. ○ 同設定前文二 1 参照

エ. ○ 同基準・第二 3 参照

以上より、正しい記述はウ、エであり、正解は 6 となる。

以上

